

## 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1. 工学部
2. 工学研究科

教育 1-1

教育 2-1



**工学部**

I 教育水準 ..... 教育 1-2

II 質の向上度 ..... 教育 1-5

## I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、同学部は第一部 7 学科 18 プログラム、第二部 4 学科で構成され、大学院に所属する教員が各学科の学部教育を担当し、教員一名当たり学生数は 12.9 名で適正に配置されているほか、特定学科に所属せず、2 つ以上の分野にまたがるテーマを学生自らが設定し、専属アドバイザーの下、全学科の専門科目の中から科目を選択・履修できる工学創成プログラムを設けるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、工学教育総合センターを発足させ、教員同士による公開授業、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 研究会、新任教員向け研修会等を実施し、また、情報基盤センターにより PKI ベースの統合認証システム、IC カード出欠システム、学生ポータルシステムなど各種のシステムを実現するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、工学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、カリキュラム区分を設定し、特に、その中に、学生自

らが学ぶ科目を系統的に自らデザインする自己設計科目を置き、また、履修モデルをすべての学科で作成するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、専門教育科目の「展開科目」に最新の研究成果を反映できるような応用コースを設置し、「ものづくり・経営基礎科目」では、技術者倫理、知的財産保護、起業についての教育に力を注いでおり、インターンシップへの積極参加も促すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

#### [判定]

期待される水準にある

#### [判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、外国語科目における習熟度教育や少人数による集中クラスなどを実施し、産業界の技術者等の実務型教員による科目を設置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、オフィスアワーなどの一般的な手法の他に、学生による授業評価に、教室外での学習時間を記載させること、グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 制の導入で上限設定の効果と自習の動機付けにもなり、主体的学習を促す組織的取組の結果、シラバスの設問で予習復習時間が平均 2.7 時間と大きく指導効果が上がるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1

期中期目標期間における判定として確定する。

#### 4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、第一部においては、標準修業年限で約 90% の学生が学位を得ており、第二部においても、おおむね 90% 以上の学生が標準修業年限から 1 年以内に学位を取得するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、授業評価を 95% 以上の科目において行っており、その結果として、満足度について 4 以上の評価を行う学生が過半数であること、いずれの評点も上昇する傾向にあるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、進学者と就職者の比が、第一部で 6 : 4 、第二部で 1 : 9 程度で推移しており、就職希望者の就職率も高水準を維持するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生の在籍する組織の上司に対するアンケートにおいて、ものづくりを実践できる能力、自ら目標を設定できる能力において高く評価されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

**工学研究科**

- I 教育水準 ..... 教育 2-2
- II 質の向上度 ..... 教育 2-5

## I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、十分な教員数が配置された 6 専攻から構成され、100 名を超える外国人留学生も受け入れるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、工学教育総合センター、全学評価室、教育企画院が連携を図りながら、自己点検・評価報告書をまとめるのみならず、個々の教員の特徴ある教育改善の取組の公表、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 研究会、新任教員向け研修会等を実施するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、広い視野の確保を目指す共通科目、英語での発表力を身に付けるためのプレゼンテーションを必修とするなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、名古屋大学、名古屋市立大学との単位互換の実施、工学系大学教育連携協議会参加大学院との間で、学生数は少ないものの、遠隔教育による単位互換を行い、さらに、自動車産業スーパーインジニア養成プログラムの採択を受けるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、プレゼンテーション能力及び外国語を用いたコミュニケーション能力を育成する科目を設置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、シラバスに、授業を受ける前提としての準備、各時間の予習・復習などについて指示の項目を設け、レポートや演習課題を課し、提出させることにより、授業時間外の学習のための工夫を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、標準修業年限以内で、95%程度が修士学位を、60%程度が博士学位を取得しており、博士学位については、5年以内に9割を超える学生が学位を取得するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、生活実態調査において、専門分野への関心度に関して、肯定的なものが70%以上、満足度に関しては、肯定的なものが45%程度となっており、授業評価においても、一部を除いて高い評価を得るなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## 5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、約 95%が就職する大学院博士前期課程では、製造業、建設業、情報通信業を中心に、98%以上の就職率を保ち、大学院博士後期課程においても、50%以上の就職率で推移するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生の在籍する組織の上司に対するアンケートにおいて、問題発見・解決能力、先端技術能力等で高い評価を得るなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。